

## 介護（予防）訪問リハビリテーションサービス 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業所名称	医療法人 医誠会
代表者氏名	理事長 谷 幸治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市北区南扇町4番14号 電話：06-6312-2151 FAX：06-6312-2257
法人設立年月日	1979年12月17日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設 エスペラル近江八幡
都道府県知事許可番号	2550480020
事業所所在地	滋賀県近江八幡市大房町1002番地1
連絡先 相談担当者名	電話 0748-32-1165 FAX 0748-32-1190 担当者 丸岡 雅俊
事業所の通常の 事業の実施地域	近江八幡市、東近江市、彦根市、愛知郡愛荘町、野洲市、守山市 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域は除く（多賀町大滝村・脇ヶ畑村 等）

#### (2) 併せて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設	2014年4月1日	2550480020	150名 (短期は空床利用型)
短期入所療養介護	2014年4月1日	2550480020	
介護予防短期入所療養介護	2014年4月1日	2550480020	
通所リハビリテーション	2014年4月1日	2550480020	45名
介護予防通所リハビリテーション	2014年4月1日	2550480020	
訪問リハビリテーション	2022年11月11日	2550480020	—
介護予防訪問リハビリテーション	2022年11月11日	2550480020	

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当施設は、介護保険法令の趣旨に従って利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の維持を目指すことを目的とします。
運営の方針	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の自立の可能性を最大限に引き出す機能訓練を行うことで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができる様にし、家庭での生活の維持ができるように支援します。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し、12月31日から1月3日を除く
営業時間	8時30分から17時00分

(5) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	8時30分から17時15分

(6) 事業所の職員体制

管理者		山名 正紀
職	職務内容	人員数
医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。	常勤 1名
理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	常勤 1.5名 非常勤 0名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

#### (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

別紙1 参照

#### (3) キャンセル料

当施設のサービスをキャンセルされても、一切のキャンセル料は発生いたしません。

### 4 その他の費用について

交通費 通常の事業の実施地域を越える場合、訪問リハビリテーションに要した交通費を距離に応じて請求する事があります。

### 5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	支払いについては、利用料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月月末締めで計算し、翌月15日頃に提示します。サービス提供月の翌月末日までにお支払いください。 お支払いは原則、金融機関口座からの自動引落（26日）とさせていただきます。「口座振替依頼書」をご記入のうえ、事務所に提出して下さい。 利用者・家族の事情により、自動振り替えが困難な場合は振込又は施設窓口でのクレジットカード払いでお支払いいただきます。 <振込先口座：三井住友銀行 難波支店 普通 7978206>
----------------------	--

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、再振替日（翌々月）でも引き落としができない場合には、振込み又は施設窓口でのクレジットカード払いでの支払いをお願いします。

※正当な理由がないにもかかわらず、利用料等の費用を2ヵ月分以上滞納し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家

族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (5) 訪問リハビリテーションの禁止行為  
訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
  - ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
  - ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
  - ③利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
  - ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
  - ⑤その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 山名 正紀
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名：損害保険ジャパン株式会社</p> <p>保険名：病院賠償責任保険</p> <p>補償の概要：病院・施設における医療上の事故および建物や設備の使用・管理上の事故、給食等または人格権侵害による事故</p>
---

## 11 身分証携行義務

訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 12 心身の状況の把握

訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

## 14 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 15 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年2回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 16 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 17 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ア 苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、情報の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
  - イ 管理者は、当事者へ事実の確認を行います。
  - ウ 相談担当者は、把握した状況を担当者とともに検討を行い、時下の対応を決定

します。

- エ 対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 エスペラル近江八幡 担当：丸岡 雅俊	所在地：滋賀県近江八幡市大房町 1002 番地 1 電話番号：0748-32-1165 FAX：0748-32-1190 受付時間：8：30～17：00
【市役所の窓口】 東近江市 健康福祉事務所総務係	所在地：滋賀県東近江市八日市緑町 8-22 電話番号：0748-22-1253 受付時間：9：00～17：00
近江八幡市 介護保険課	所在地：滋賀県近江八幡市土田町 1313 電話番号：0748-33-3511 FAX：0748-31-2037 受付時間：9：00～16：45
彦根市 福祉保健部	所在地：彦根市元町 4-2 電話番号：0749-24-0828 受付時間：9：00～17：15
野洲市 介護保険課	所在地：野洲市小篠原 2100-1 電話番号：077-587-1121 受付時間：8：30～17：15
守山市 健康福祉部介護保険課	所在地：守山市吉身 5-22 電話番号：077-582-1127 受付時間：9：00～16：45
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地：大津市中央 4 丁目 5 番 9 号 電話番号：077-522-2651 FAX：(077) 522-2628 受付時間：9：00～17：00

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
-------	----

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 17 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市北区南扇町 4 番 1 4 号
	法人名	医療法人 医誠会
	代表者名	谷 幸治
	事業所名	エスペラル近江八幡
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代筆の場合：上記署名は、（続柄： ）が代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	

2026 年 2 月 1 日改訂